

箕面国有林 267 ヘ林小班外森林整備事業（造林）入札説明書

京都大阪森林管理事務所の箕面国有林 267 ヘ林小班外森林整備事業（造林）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 6 月 18 日

2 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所 氏橋 亮介

3 事業の概要

(1) 事業名 箕面国有林 267 ヘ林小班外森林整備事業（造林）

(2) 事業場所 大阪府箕面市 箕面国有林 267 ヘ林小班外

(3) 事業内容 地拵 2.11ha
植付（新植） 2.11ha
防護柵新設 1.92km
単木保護管設置 0.12ha

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(5) 本事業は、造林・素材生産事業における競争参加資格確認資料の簡素化対象事業である。

(6) 本入札は、電子調達システムにより参加することが可能である。

4 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。））第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 7 年 1 月 31 日）に基づき B、C 又は D に格付けされている者であること。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき A に格付けされている者を含むものとする。

また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分（役務の提供等（その他））

数 値	等 級
75 点以上	A
55 点以上 75 点未満	B
40 点以上 55 点未満	C
40 点未満	D

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。

イ 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有すること。

- ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - エ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること（代表者が認定事業主である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。）。
- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「近畿」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐2類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む。）及び衛生伐）事業」（以下「同種事業」という。）を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）を有すること。
なお、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (7) 同種事業について、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」（以下「事業成績評定要領」という。）による事業成績評定を受けた造林事業がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次に示す現場代理人が常駐できること。
 - ア 当該事業に配置を予定する現場代理人にあっては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日以前において3か月以上）であること。
 - イ 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。
なお、従事期間は連続する3年である必要はない
 - ウ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員がア及びイの条件を満たしていること。
- (9) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。
刈払機を使用する場合は安全教育の修了者、チェーンソーを使用する場合は「チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の修了者」を配置できること。
なお、その他法令上定められた資格又は安全教育（以下、「資格等」という。）が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有している者を配置できること。
- (10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
個人事業主又は中小企業等協同組合法、森林組合法等に基づき設立された法人等であって、又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（別紙様式1-1）に記入し提出すること。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rynya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

- (14) 電子調達システムにより参加する場合は、電子認証（ICカード等）を取得していること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 担当部局：〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102
京都大阪森林管理事務所 総務グループ
電話：075-414-9822
メールアドレス：nyusatsu_kyoto@maff.go.jp
- (2) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
申請書等の提出期間、場所及び方法は以下のとおり。
ア 電子調達システムにより参加する場合
 - (ア) 提出期間
令和7年6月19日9時00分から令和7年7月2日17時00分まで
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)
 - (イ) 提出方法
申請書等の送信は、電子調達システム上、2回目以降の送信は発注機関の許可が必要となることから1回で送信すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合は、下記a～dの内容を記載した書面（様式自由）を電子調達システムにより、申請書等として送信し、必要書類の一式は原則として電子メールにより、5(1)のメールアドレスへ提出する（締切日必着）こと。電子調達システムとの分割提出は認めない。
なお、送信した申請書等の差替え及び追加提出がある場合、(ア)の提出期間内において受け付けるが、必ず5(1)の担当部局に連絡し許可を受けてから送信すること。
a 電子メールで提出する旨の表示
b 電子メールで提出する書類の目録
c 電子メールで提出する書類のページ数
d 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
e 提出場所：5(1)に同じ
 - (ウ) ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。
 - ・Microsoft Word
 - ・Microsoft Excel
 - ・その他のアプリケーション PDF ファイル

- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式（電子メールで申請書等を提出する場合もファイル形式は同じであり、合計ファイル容量が 7 MB を超える場合はファイルを 7 MB 以下に分割して複数回に分けて提出すること。以下、電子メールで書類等を送信する場合と同じ。）

イ 紙入札方式により参加する場合

申請書等は、原則として電子メールにより、5(1)のメールアドレスに(ア)の提出期限内に必着とする（持参、郵送による提出も可）。

なお、提出した申請書等の差替え及び追加がある場合、(ア)の提出期間内における再提出は受け付ける。

(ア) 提出期間：令和 7 年 6 月 19 日から令和 7 年 7 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（1 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

(イ) 場所：(1) に同じ

(ウ) 返信用封筒：不要

(3) 申請書は、別紙様式 1 により作成すること。

提出書類は別紙様式 1（競争参加資格確認申請書）を 1 頁として通し番号を付するとともに、全頁を表示（全頁が 10 頁の場合は、1/10 から 10/10 と表示）して提出すること。

また、提出書類の添付資料のうち別紙様式 1、2、3、4、5 に関する添付資料は、提出（省略）の確認のため、提出書類（申請書）一覧（その 1～3）を作成し、申請書とともに提出すること。

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降の公告日における京都大阪森林管理事務所への入札参加が 2 回目以降となる場合は、令和 7 年 4 月 1 日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降の内容に異同がない添付資料に限り、省略することができる。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種事業の実績、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験については、該当年度のものとし、事業が完成し、引渡しが完了したものに限り記載すること。

ア 同種事業の実績（別紙様式 2）

4(6)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績（元請、下請として完成、引渡しが完了した事業実績の中から代表的なもの 1 件とする。）を別紙様式 2 に記載し、それを確認できる資料として契約書の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請を実績として記載した場合は、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承諾書等の写し。）等を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が 65 点以上のものに限る。

また、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価するので、その場合は事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

イ 配置予定現場代理人の資格・経験等（別紙様式 3）

4(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定現場代理人（技術を有する請負契約者本人が 現場に常駐して運営する場合を含む。）の会社名、同種事業の経験等を別紙様式 3 に記載すること。

また、配置予定の現場代理人として複数人の候補者を記載することもできる。

なお、作成に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 同種事業に年間少なくとも 1 回以上従事し通算で 3 年以上従事していることが判断できるよう明記すること。

なお、従事期間は連続する 3 年である必要はない。

(イ) 配置予定現場代理人が申請時に従事している全ての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の対応措置を明確に記載すること。

(ウ) 同種事業の経験等を確認できる資料として契約書の写しと履歴書又は経歴書を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林事業を記載した場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が 65 点以上のものに限る。

ウ 配置予定現場代理人の条件

配置予定現場代理人の選任条件は次のとおりとする。

- (ア) 配置予定現場代理人は、契約締結の日から本事業に常駐できる者であること。ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。
 - a 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間。）。
 - b 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中断している期間。
 - c 事業完成後、検査が終了し事務手続きのみが残っている期間。
- (イ) 同一の者を重複して複数事業の配置予定現場代理人として選任することが出来る。ただし、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより、記載した配置予定現場代理人を配置できなくなったときには、直ちに提出した競争参加資格確認申請の取り下げ（書面に限る。）又は入札の辞退を行うこと。
なお、これらの行為を行わずに入札した者については、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止措置を行うことがあるので留意すること。
- (ウ) 契約締結後、配置の現場代理人の常駐違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。
- (エ) やむを得ず配置の現場代理人を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。
 - a 請負者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合。
 - b 一つの契約期限が多年に及ぶ場合（大規模な事業の場合。）。
 - c その他、分任支出負担行為担当官がやむを得ない事情と認めた場合。

いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初配置の現場代理人と同等以上の者を配置しなければならない。
- エ 従事予定の技能者の資格等(別紙様式4)
従事予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載し、それを確認できる資料として免許又は講習若しくは研修修了の写しを添付すること。
なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記(本事業の実施に必要な資格等を有し、配置できる者のみ記載する。)するとともに、それを確認できる資料を添付すること。ただし、4.(9)において必要な資格等が定められていない場合は、「該当無し」として提出すること。
- オ 過去2年間の事業成績(別紙様式5)
過去2年間で同種事業での事業成績評定を受けた事業がある場合はその事業の件数、事業成績評価点の合計（65点以下を含む）、その平均点を別紙様式5に記載すること。
また、そのすべての事業成績評定通知書を添付すること（本店、支店、営業所の合計とする。）。
- カ 従業員名簿
配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の社会保険等の（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入状況について、種類等を別紙様式8-2に記載すること。
また、届出の義務がない事業主、若しくは未加入者がある場合は未加入の理由等を明記すること。
なお、保険加入状況を証明する資料（保険証、領収済み通知書等の写しにおいて被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したもの）を添付すること。
- キ その他留意事項
 - (ア) アの同種事業の実績、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験において、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容が証明できる書類を添付すること。ただし、アの同種事業の実績（別紙様式2）、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験（別紙様式3）及び過去2年間の事業成績（別紙様式5）が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。
なお、必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。
 - (イ) 森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。
 - (ウ) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、共同事業体構成員の作業工程等を総括し、申請書等を作成のうえ、共同事業体名で提出すること。
- ク 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況
当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全

のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（別紙様式 1-1）に記入し提出すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(5) 申請書等の資料作成説明会は、実施しない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 7 年 7 月 7 日 17 時 00 分までに通知する。（電子調達システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、書面により通知する。）参加資格が「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

(8) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。

ウ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された申請書等は返却しない。

オ 本交付資料、申請書等及び資料は作成以外の目的で使用してはならない。

カ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りでない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和 7 年 7 月 16 日 17 時 00 分まで（休日等を除く。）。

イ 提出場所：5(1)に同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールにより、アの提出期限内に必着とする（持参、郵送による提出も可）。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和 7 年 7 月 23 日 17 時 00 分までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 現場説明会

現場説明会は、実施しない。

8 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 質問の提出期間：令和 7 年 6 月 19 日から令和 7 年 7 月 18 日まで

同期間の休日等を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

イ 提出場所：5(1)に同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールにより、アの提出期限内に必着とする（持参、郵送による提出も可）。

(2) (1)に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供すると共に近畿中国森林管理局ホームページで随時公表する。

ア 閲 覧 期 間：令和7年7月23日まで
同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。
イ 閲 覧 場 所：5(1)に同じ。
ウ ホームページアドレス：
<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札開始

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年7月21日9時00分から令和7年7月24日10時00分までに入札金額の送信を行うことができる。その際、事業費内訳書を添付すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

入札書を、(2)の入札締切日時までに京都大阪森林管理事務所会議室へ持参すること。

また、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

なお、郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「7月24日開札、箕面国有林267ヘ林小班外森林整備事業（造林）の入札書在中」と朱書し、令和7年7月23日17時00分までに必着すること。

郵便により提出する場合の送付先は、5(1)に同じ。電子メール、FAX、その他の方法による入札は認めない。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。

事業費内訳書については、入札書と別封により（郵送の場合は上記二重封筒の外封筒に入れて）提出すること。

(2) 入札締切

日時：令和7年7月24日10時30分

(3) 開札

ア 日時：令和7年7月24日10時30分入札締切後、速やかに開札する。

イ 場所：京都大阪森林管理事務所会議室

(4) 入札結果

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムにより通知する。

イ 紙入札方式により参加する場合

(3)イの開札会場において発表する。

なお、郵便による応札者については、執行後、落札結果を電話又は文書にて通知する。

10 入札方法等

(1) 入札方法

ア 電子調達システムにより参加する場合は、「入札（見積）書提出」画面において、入札金額を入力し送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合の入札書は、所定の様式（別紙様式7）とし、事業名、商号又は名称、氏名等を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は原則2回までとするが、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

(4) 提出のあった入札書は返却しない。

(5) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変

更することが出来るものとする。

- (6) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：免除

12 事業費内訳書の提出

- (1) 初回の入札に際し、初回の入札書とともにに入札書に記載される入札金額（単価契約の場合には予定総価とする。）に対応した事業費内訳書（別紙様式6）について、電子入札システムにより参加する場合は、入札金額の送信時にファイル（ファイル形式は上記5(2)ア(ウ)に同じ）で添付し、紙入札方式により参加する場合は、別封により（郵送の場合は9(1)イの外封筒に入れて）提出すること。
- (2) 提出された事業費内訳書は返却しない。
- (3) 分任支出負担行為担当官が必要と認めた場合、提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。また、事業費内訳書の提出のない入札は無効とする。

13 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
ア 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
イ 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
ウ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額若しくは予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
エ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
オ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為
カ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。
- (3) (1)から(2)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は請負契約約款第48条第1項第13号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、紙入札方式のみの場合は、「くじ」により落札者を決定する。この場合において、同価格の入札をした者のうち、くじをひかない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引か

せて落札者を決定する。ただし、電子調達システムによる入札がある場合は、電子調達システムの「電子くじ」により落札者を決定する。

(3) 予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は15に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 手持ち事業の状況
- エ 手持ち資材の状況
- オ 労務者等の具体的供給見通し
- カ 過去に施工した同種の事業名及び発注者
- キ 経営内容

(2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止を行うことがある。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に契約を締結するものとする。

17 支払条件

- (1) 前金払:無
- (2) 中間前金払:無
- (3) 部分払:有

18 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

19 事業成績評定の実施

請負契約の金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付林国業第244号林野庁長官通知)」に基づき成績評定を実施するものとする。

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。
- (3) 落札者は、5(4)の資料に記載した配置予定現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。